

監査基準について

1 監査基準

福岡市では、社会福祉法人・施設に対する指導監査の統一の実施を図るため、指導監査事項、根拠法令、評価事項等を集約した監査基準を定めています。

その種類は、社会福祉法人の運営のほか、老人福祉施設、障がい者の施設、児童福祉施設、保育所といった施設種別ごとに、施設運営、経理、利用者処遇の各監査基準があります。

2 評価区分

監査基準における評価事項に対する区分（評価区分）は次のとおりです。

評価区分	説明	指導形態	改善報告
A	1 福祉関係法令又は通知等に明らかに違反しており、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に重大な支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営の根幹に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書指導	要
B	1 福祉関係法令又は通知等に照らして不備があり、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書指導	要 (注) 児童福祉施設及び保育所、並びにそれらのみを経営する法人については、不要
C	評価区分のA又はBには該当しないが、改善を必要とする場合	口頭指導	不要

○ 評価区分の決定にあたっては、各評価区分の説明欄に示す内容により取り扱うこととしますが、違反や不備に至った経緯、背景や、指導を行った時点における法人側の対応状況等を勘案して決定する場合があります。

○ 前年度指導したにもかかわらず、全く改善されていない場合は、指導内容の重大性に応じ、上位の評価区分とする場合があります。

3 本市ホームページにおける監査結果の公表

上記評価区分のうち、Aに該当する事項（特に重要なもの）については、本市ホームページに掲載します。

また、法人運営について、文書指摘のうち、特に重要なものについては、本市ホームページに掲載します。（福祉局、保健医療局所管法人）